

議 第 6 号

令和3年1月28日提出

熊本博物館協議会規則の改正について

熊本博物館協議会規則を別紙のとおり改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

新型コロナウイルス感染拡大の防止等のため熊本博物館協議会規則に書面審議の条項を追加するものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本博物館協議会規則

昭和58年1月27日

教委規則第2号

(趣 旨)

第1条 この規則は、熊本博物館条例(昭和28年11月7日条例第61号)に定めるもののほか、熊本博物館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ協議会の委員(以下「委員」という。)の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は定例会及び臨時会とし、定例会は年3回、臨時会は必要に応じて開催する。

2 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面審議)

第4条 会長は、緊急の必要性があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、意見を求めることをもって会議に代えることができる。

2 前条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(庶 務)

第5条 協議会の庶務は、熊本博物館において処理する。

(委 任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年 月 日から施行する。

熊本博物館協議会規則 新旧対照表 (案)

改正後 (案)	現行
<p>熊本博物館協議会規則</p> <p>第1条～第3条</p> <p>【略】</p> <p>(書面審議)</p> <p>第4条 会長は、緊急の必要性があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、意見を求めることをもって会議に代えることができる。</p> <p>2 前条第4項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 協議会の庶務は、熊本博物館において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、昭和58年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和3年 月 日から施行する。</p>	<p>熊本博物館協議会規則</p> <p>第1条～第3条</p> <p>【略】</p> <p>【新規】</p> <p>(庶務)</p> <p>第4条 協議会の庶務は、熊本博物館において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、昭和58年4月1日から施行する。</p>